

生活保護基準引き下げ違憲訴訟

4月27日
富山地裁

第23回 口頭弁論

多くの皆さんの傍聴をお願いします

「生活保護基準の引き下げは憲法 25 条違反」として、富山市の生活保護受給者が市と国を相手に 2015 年に訴訟を開始してから、23 回目の口頭弁論を迎えます。

富山をはじめ 29 都道府県において取り組まれる同種訴訟の大きな論点が「デフレ調整」です。これは物価の変動に応じて生活保護費を変更することを指し、国は物価や計算方法を「偽装」することで、実態よりもはるかに多く保護費を引下げました。

今回の弁論において原告は、前回に続き、経済統計学の専門家がまとめた意見書を用いて、「デフレ調整」の本質的問題点（＝生活扶助相当 CPI の本質的過誤・欠落）に関する主張・立証を展開します（今回をもって、この意見書に基づく主張・立証は完結する見込み）。

次回以降も新たな意見書に基づく主張・立証を行い、原告の主張をより強固なものにしていきます。裁判勝利に向けて、傍聴にご参加くださいますようお願い申し上げます。

第23回口頭弁論

4月27日（水）11時00分～12時00分頃

富山地裁・第一号法廷

報告集会・記者会見

同日 12時15分頃～（口頭弁論の終了時刻により変動する可能性あり）

県弁護士会館・3階会議室（富山地裁から徒歩3分）

・感染防止対策の観点から傍聴人数が制限されています。これまでの人数程度であれば傍聴参加は問題なく可能と思われませんが、傍聴希望の方は必ず事前のご連絡をお願いします。

（TEL：076-442-8000 メール：tym_sugita@doc-net.or.jp）

・参加にあたってはマスク着用、事前の検温などのご対応をお願いします。



反-貧困ネットワークとやま ニュース No. 37
2022/4/13 発行：ネット事務局 mail:tym_sugita@doc-net.or.jp

